

# 現代中国語カタカナ表記雑感

## ——中国の恐竜名と教科書検定をめぐって

明木 茂夫

専門でもないのに、社会科学教科書や地図帳の中国地名カタカナ現地音表記について調べ始め、既に論文も六篇になった。自分でもそろそろ飽きてくる頃かと思ったら、そうでもない。次々と新たな資料が見付かるし、実に面白い。最近では依頼を受けて、恥ずかしながら「ニコ生」でもこの話をしたところである。今回はこれに関連する話題を二つ、気ままに紹介してみたい。

### 1、中国恐竜の名前

本誌『東方』第三七九号に真鍋真氏の「中国の化石が垣間見せてくれる『本当の』恐竜進化」が掲載された。名古屋市科学館で開催された「黄河大恐竜展」の記憶とも相まって、実に興味深く拝見した。やっぱり専門家のお話は面白い。と

ところで、本誌の読者には中国語の達者な方が多いので、気になった向きもあるのではなからうか。そこに出てくる中国の恐竜名の、中国語の漢字表記は何なのだろうか。例えば、ティラノサウルス類の「デイロング」「グアンロング」だが、これはそれぞれ「帝竜」Di Long、「冠竜」Guan Longである。そう、恐竜の世界では「竜」= Long は全て「ロング」と読むことになっているようなのだ。それが証拠に、科学館の売店に立ち寄ったら、そこに売っていたのは「ウーロング茶」だったのである（ウソです。信じないように）。また真鍋氏が文中で触れておられる「ユウティラヌス・フアリ」はどうだろう。氏が「ユウは中国語で羽毛」「フアリは中国語で美しいという意味」とご説明下さっているので、ピンときた方もあろう。「ユウ」は「羽」Yu、「フアリ」は「華麗」Fu Aliである。この恐竜の漢字表記は「華

「麗羽王竜」で、氏の「ティラヌスはラテン語で王、暴君を意味する」という解説にも合致する。なるほどなるほど。

その他の中国由来の恐竜名を、恐竜展のパンフレットや図録から拾ってみよう。この展示の最大の呼び物の一つ、全長二七メートルに及ぶ竜脚類は、「ダシアティタン」Daxiatitan。その漢字表記を調べてみると「大夏巨竜」であった。なるほど「Daxia」は「大夏」の拼音表記で、それに「巨」に相当する「titan」を繋いでいるわけだ。これが「ダクシア」などではなく「ダシア」となっているということは、一応中国語の読み方が反映されていると考えてよからう。中国語的には「ダシア」などとして欲しい気はするが……。ちなみに恐竜展のマスケットキヤラクター「ダッシー」君は、このダシアティタンである。セリフの語尾が「〜だし」になっているのにはちょっとだけいらっとしたが、それはそれとして、もしも恐竜名がたまたま「ダシアティタン」になったら、彼の名前も変わっていたかも知れませんね。

他に「ジントサウルス」は「金塔竜」、「スジヨウサウルス」は「肅州竜」、「ランジョウサウルス」は「蘭州竜」だそうだが、なるほど、それぞれ「金塔 = Jintā」「肅州 = Suzhou」「蘭州 = Lanzhou」とラテン語の「サウルス（とかげ）」とからなっていることが納得できる。

一方、「キヤオウロング」はどうだろう。こうなると、カタカナから漢字にたどり着くのはなかなか難しい。実は「Qiaowanlong = 橋湾竜」なのである。中国語風に表記するなら「チャオワンロン」だろう。はあ、なるほど、中国語を知らない人が「Qiao」を「キヤオ」と読んじやったんだな。英語の「right」を「リグフト」と読むのと同じ間違いだ。では次に、「ティアニュロング」はいかがだろう。これは「天宇竜」なのである。お分かりだろうか。「天宇」を「tian + yu」ではなく「tia + nyu」と読んでしまったわけだ。もう一つ、「シユウロング」は？ 実は「叙五竜 = Xu wu long」なのである。あ、そうか。「シユウ・ロング」ではなく、「シユウ・ロング」なのですね（叙五は地質学者王曰倫の字）。先ほどの「〜ティタン」「〜サウルス」が付いていたものは全体がラテン語だということになりそうだが、これは「竜 = long」となっていることから、中国語の拼音表記そのままと言えられる。ならば、中国語でどう読むかも考慮してカタカナ表記を決めた方がよいのではないか。

実はそのあたりを、生物学の知人や、知人を通じて博物館の方などに、質問してみた。いずれもほぼ、これは基本的にラテン語の学名であって、中国語とは直接関係ない。むしろ、ラテン語の学名の綴りを基本とし、各国の研究者がそれぞれ

の言語の読み方で認識するようになっているんだ、との説明であった。なるほど。私はこれを聞いてある種の既視感を覚えた。漢字文化圏における、共通ツールとしての漢字の機能だ。それぞれの言語で発音は違っても、漢字を見れば意味が分かる。これが東アジアにおいては非常に大切なことだった。そのこととどこか似通っているのである。ラテン語の綴りが漢字に相当する。そして各国の研究者はラテン語の綴りを基準として、それをそれぞれ自由に「音読み」して恐竜を認識するというわけだ。なるほど。

ただ、やはり、中国の恐竜の場合はどこかに漢字表記を添えておいて欲しいという気持ちは残る。「華麗羽王竜」<sup>Yaleichangosaurus</sup>とか「孔子天字竜」<sup>Tanichangosaurus</sup>とか、かつこいいし、意味もつかみやすい。もちろん大切なのは学名だろうが、親しみやすい俗名・和名としてでも、漢字名はどこかに残して欲しい。「天字竜は山東省の天宇自然博物館の名前から来ていてね…」という説明を恐竜好きの子供にしてやるのもいいんじゃないだろうか。

## 2、教科書検定基準の別表について

さて話は変わる。中国地名のカタカナ化に関する調査で、教科書図書館を始め、結構いろいろな図書館に通った。その中で、そこに並んでいるのは知っていても、敢えて見ていな

かった書物がある。「教育法令集」である。まあ法律は難しそうだし、それに今まで調べた範囲ではこのカタカナ表記の直接の根拠は文部省の、そして教科書研究センターの「手引き書」であって、法律で直接定められているものではないことは分かっていたからである。しかしふとその気になって手にとって見たところ、興味深い記述を見出した。いわゆる「教科書検定基準」である。

これには義務教育用と高等学校用があつて、現行のものはそれぞれ、

### ○義務教育諸学校教科用図書検定基準

(平成二十二年三月四日、文部科学省告示第三三三号)

(平成二十二年一月三〇日、文部科学省告示第一六四号)

改正)

### ○高等学校教科用図書検定基準

(平成二十二年九月九日、文部科学省告示第一六六号)

(平成二十二年一月三〇日、文部科学省告示第一六四号)

である。それぞれ教科別の細かい基準が定められており、その末尾には別表なるものが添えられている。

この別表とは、教科に関わらず遵守すべき用字や用語などの基準を示しているものであり、その区分は「漢字」「仮名」「文體」「仮名遣い」「送り仮名」「ローマ字つづり」「地名・人名」「用

語・記号等」「計量単位」である。おつ、「地名・人名」があるぞ。早速見てみると、高等学校用の基準には次のようである。

(4) 地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。(傍線明木)

あれ?……これを文字通りに読むならば、漢字で表記される地名は漢字で書く、ということになるのではなからうか? カタカナで書かれた教科書や地図帳の中国地名は、この基準に違反することになりはしないか? 一方義務教育用はというと、次のようにある。

(4) 地名・人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合には、振り仮名を付けるなど、適切な配慮をすること。(傍線明木)

うん、ここでもやはり、漢字で表記される地名は漢字で書く、としか読めない。子供たちに難しい場合はルビを振るなどの配慮をせよ、というのは当然必要なこととして、これを素直に読む限りは、基本的に漢字で書くことになっているとしか読めないのである。

従来の教科書や地図帳では、中国地名をカタカナ現地音で表記しながらも、その後ろにカッコ入りで漢字を添えていた。ところが、本誌三六七号の拙稿でも触れたように、近年中国地名をカタカナのみで記し、漢字を一切付さないことも増えつつある。特に社会科学教科書では、本文には漢字が小さく添えてあるものの、本文の外のコラム・写真キャプション・地図などでは、漢字無しのカタカナだけになっている。各社ともそうである。また受験参考書や問題集でも、例えば中国の経済特区を「シェンチェン、チューハイ……」と答えさせるような設問が増えつつあるのである。そうすると、このようにカタカナ現地音表記のみで中国地名を記し、漢字を一切添えないことは、この検定基準別表「地名・人名」の(4)に矛盾するように思えて仕方がないのだが、これ、いいんだろか?

この別表、よく見るともう一つ気になることがある。「仮名」の項目に、

平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要がある場合及び地図の地名に振り仮名をつける場合などは、この限りではないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」(平成三年内閣告示第二号)

第一表及び第二表によること。(傍線明木)

とあるのである。日本の地名に振り仮名を付けるなら当然ひらかなであろう。振り仮名がカタカナになる場合とは、やはり中国地名のカタカナ現地音表記が意識されているのである。いや、「地名・人名」の(3)には次のようにある。

(3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。  
(義務教育・高等学校共通)

中国地名を中国語読みカタカナで表記することは、断じて「慣用」とは言えまい。昭和二十年代に国語審議会と文部省が、かなり強引に定めたものだとは私は理解している。そうすると、右の検定の基準を守るならば、

四川<sup>しせん</sup>

というのがやはり基本的な書き方であり、もし百歩譲ってカタカナ現地音表記を認めるならば、「仮名」の項目より、  
四川<sup>スチヨン</sup>

というのが許容し得る書き方だ、ということになるのではないか。

スーチヨワン(四川)

というのは「地名の振り仮名」という条件に違反する。ましてや、

スーチヨワン

とカタカナだけで書いてしまったら、「地名・人名」の(4)の、漢字で書くという規程に抵触することになるはずなのである。

さて、この矛盾をどう考えればよいのだろうか。今のところこれを明確に説明してくれる資料は見付からない。ただ、ちよつと気になる記述はある。三六七号の拙稿でも触れた教科書研究センターの『新地名表記の手引』(平成六年)である。これは昭和五三年の旧『地名表記の手引』を改訂したもので、現行教科書の地名表記の基準となっている。その冒頭には、まさにこの改訂を行った改訂調査研究会代表、豊田短期大学(当時)教授の朝倉隆太郎氏による序文「『地名表記の手引』改訂について」が置かれている。そこに次のようにある。

昭和三三年の文部省『地名の呼び方と書き方』以来、少なくとも三〇余年の歴史的背景を持つ本書が、教科用図書における地名表記の検定基準として採用されることを切望する。

つまり、この時点ではこの『新地名表記の手引』は(もちろん旧『地名表記の手引』も)教科書検定の基準とはなっていないということなのである。そして現行の教科書検定基準でも、本文・別表共に『新地名表記の手引』には全く言及が無い。即ち、現在に至るも『新地名表記の手引』は検定基準とし

ては採用されていないのである。言い換えれば、漢字表記を基本とする検定基準に、カタカナ書きを主張する『新地名表記の手引』が食い込もうとして未だ果たせていない状態であると、そのように見えるのである。

朝倉氏はこの『新地名表記の手引』が教科書の「地名表記の検定基準として採用されることを切望する」と述べておられた。しかしこれを検定基準に採用することに、私は強く反対する。この『新地名表記の手引』は、

ただし、慣用として広く使用されているもの、その他必要のあるものについては、漢字を付記する  
という条件を付けつつも、

中国の地名の呼び方は、中国語の発音による。  
中国の地名は片仮名で書く。(「中国の地名」原則1、2)

とはつきり規定しているのである。漢字は「付記」するだけである。しかも「慣用」や「必要」など、恣意的にどうとでも解釈できるものだ。もしこの『新地名表記の手引』が検定基準として強制力を持ったら、中国地名がカタカナ現地音表記になっていない教科書・地図帳は検定を通らない、ということになってしまう。最終的に全ての中国固有名詞が漢字を全く添えずに、カタカナだけで書かれてしまう恐れさえあるのである。本当にそれでよいのだろうか。

このように、「教科書検定基準・別表」と『新地名表記の手引』とが矛盾しているように、少なくとも表面上は見える状態を、どう解釈すればよいのか、正直私は考えあぐねている。特に教育行政や法律にお詳しい皆さんのご教示を切に願う次第である。

(あけぎ・しげお 中京大学)

追記 三六七号の拙稿では幾つか「twitter」上の発言を引用した。その内の一つについて私は、拙著を「感情的」だと批判しておられるものとして言及したが、後で伺ったところによるとその方が「感情的」とされたのは拙著のことではなく、私が拙著で採り上げた事例のことであった、とのことである。この場を借りてお詫び申し上げる。